

子ども・子育て 支援新制度について



子ども部子育て支援課
子ども政策室

子育てをめぐる現状と課題について

- ・急速な少子化の進行
- ・結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ・子育ての孤立感と負担感の増加
- ・深刻な待機児童問題
- ・放課後児童クラブの不足
- ・M字カーブ
(30代女性の労働力率が低い)
- ・質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ・子育て支援の制度・財源の縦割り
- ・地域の実情に応じた提供対策が不十分

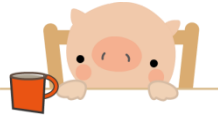
対応策

質の高い幼児期の
学校教育・保育の総合的な提供
(認定こども園の普及など)

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
(待機児童解消など)

地域の子ども・子育て支援
の充実(地域のニーズ)

子ども・子育て関連3法の概要



❖ 平成24年8月10日可決・成立 ❖

- ◆ 子ども・子育て支援法
- ◆ 認定こども園法の一部改正
- ◆ 関係整備法（児童福祉法等の改正）

主なポイント

I 認定こども園制度の改善

- ・ 幼保連携型認定こども園の改善等



II 給付の創設

- ・ 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育園を通じた共通の給付）
- ・ 地域型保育給付（小規模保育等への給付）

III 地域の実情に応じた子ども子育て支援の充実

- ・ 地域の多様な保育ニーズに対応（放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等）

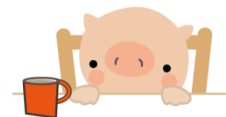
■ 主な制度内容

Ⅰ 認定こども園制度の改善

【認定こども園法の改正】

- ①学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを持つ単一の施設（**幼保連携認定こども園**）を創設
- ②行政からの財政措置が**施設型給付**に一本化
- ③設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社参入不可）
- ④既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けず、政策的に促進

■ 主な制度内容 II 給付の創設



1 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）

- 個々の児童について**保育の必要性を認定**し、認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を施設が法定代理受領する。
- 市町村が**利用調整**を行った上で、利用者と施設が直接契約。利用料は施設が徴収。
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が**確認**。
- 国が給付単価の「公定価格」を定める。

現行制度

- 保育園→運営費
- 幼稚園→私学助成，就園奨励費

新制度

- 施設型給付
- 私学助成（特別補助等）
※幼稚園部分

※私立保育園…現行どおり、施設型給付ではなく、市町村が施設に対し委託費として支払う。
※私立幼稚園…現行どおり、施設型給付ではなく私学助成・就園奨励費補助を受けることも可能。

2 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

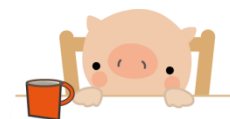
保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

保育の必要性の認定（支給認定）について

- 保護者からの申請に基づき、市が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付
- 保育の必要性の認定区分は次の3区分
 - ＜1号認定＞満3歳以上／保育の必要性なし
 - ＜2号認定＞満3歳以上／保育の必要性あり
 - ＜3号認定＞満3歳未満／保育の必要性あり
- 保育の必要性に応じて「長時間認定」「短時間認定」に区分
- 保育を必要とする事由、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市が基準を定める。

利用調整について

- 給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市の義務となる。
- 利用調整の内容
 - ・ 施設等に対する情報の提供
 - ・ 施設等の利用に関する相談・助言（保護者の利用希望等を勘案し実施）
 - ・ 施設等のあっせん
 - ・ 施設等に対する利用の要請



■ 主な制度内容

Ⅲ 地域の実情に応じた子ども子育て支援の充実

①利用者支援【新規】

子どもや保護者が、学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。

③妊婦健康診査

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

⑤養育支援訪問事業

市町村が実施主体、民間主体への委託が可能

⑥子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

⑦ファミリー・サポート・センター事業

⑧一時預かり事業

⑨延長保育事業

⑩病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

⑪放課後児童クラブ

対象者を6年生まで拡大。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育）